

環境規発第 2203311 号
令和 4 年 3 月 31 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長

「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」の
更新について（通知）

第 12 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和 3 年 7 月 2 日開催）においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の適用に関して、「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」の更新を行うこととされたところである。これを受け、今般、平成 24 年度に作成された「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」について別添のとおり更新したのでお知らせする。貴職におかれては、バイオマス発電燃料等の廃棄物該当性の判断に当たり、参考材料とされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」の掲載場所
http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/index.html

令和３年度
バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の
判断事例集

令和４年３月

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

目次

第1章 調査の概要.....	1
1.1 調査の目的	1
1.2 調査対象.....	1
1.3 調査方法.....	1
1.4 調査内容.....	1
1.5 調査時期と調査票の回収状況	1
第2章 調査票の集計結果.....	3
2.1 バイオマス活用の際の廃棄物該当性に関する相談の有無について	3
2.2 廃棄物該当性の判断結果について	4
2.3 品目別の廃棄物該当性の判断結果について	5
第3章 事例集.....	12
3.1 廃棄物に該当するかの相談事例.....	12
(1) 木くず.....	13
(2) 動植物性残さ	23
(3) 動物のふん尿.....	28
第4章 資料編.....	31
4.1 調査事項概要.....	31

第1章 調査の概要

1.1 調査の目的

第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和3年7月2日開催）において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の適用に関して、平成24年度に策定した「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」を更新することとされた。

これを受けて、環境省は、廃棄物該当性の判断事例を収集し、廃棄物由来のバイオマスの利活用の普及促進のための資料とすることを目的として、都道府県及び政令市に対してアンケート調査を実施した。

なお、各事例における判断結果については、環境省がその詳細を把握した上で妥当性を確認したものではない。廃棄物該当性の判断は個別の事案ごとに判断していくものであり、本事例集は、その判断に当たっての参考材料となることを目的として作成したものである。

1.2 調査対象

調査の対象は、47都道府県、地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市及び同法第252条の22第1項に規定する中核市の82市（計129自治体）とした。

1.3 調査方法

調査方法は、電子媒体の調査票を送付し、回収する調査形式で実施した。

1.4 調査内容

調査の内容は、各自治体におけるバイオマス発電燃料等の廃棄物該当性に関する相談事例について設問を作成し、回答を求めた。なお、調査票の詳細については、第4章4.1に示す。

1.5 調査時期と調査票の回収状況

調査の期間は、令和3年9月21日から令和3年10月15日までとし、期日までに調査票の回答がなかった自治体に対しては電話での督促を実施等により、調査票を発送した129全ての自治体から回答を得た。自治体区分、地域別の回収状況の詳細については、表1のとおりである。

表1 回収状況

発送先	発送数（件）	回収数（件）	回収率（％）
都道府県	47	47	100％
市	82	82	100％
北海道・東北	19	19	100％
関東	23	23	100％

中部	24	24	100%
近畿	25	25	100%
中国・四国	20	20	100%
九州	18	18	100%
合計	129	129	100%

第2章 調査票の集計結果

2.1 バイオマス活用の際の廃棄物該当性に関する相談の有無について

質問 1 過去 10 年の間に、バイオマス発電に活用できるものの廃棄物該当性（「廃棄物」になるか「有価物（燃料）」になるか）について相談を受けたことがありますか。

1. はい 2. いいえ

相談を受けたことがあると回答した自治体は 56 自治体（都道府県 31 件、市 25 件）であった。

① 全体集計

表 2 廃棄物該当性の判断結果

項目	自治体数	割合
はい	56	43.4%
都道府県	31	(66.0%)
市	25	(30.5%)
いいえ	73	56.6%
都道府県	16	(34.0%)
市	57	(69.5%)
計	129	100%

図 1 相談を受けた事例（全体）

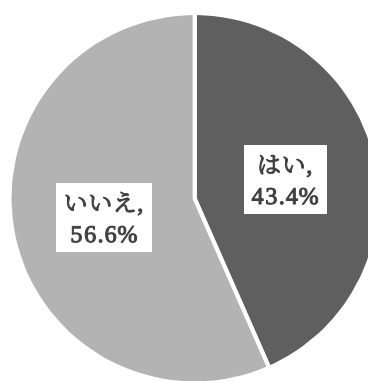
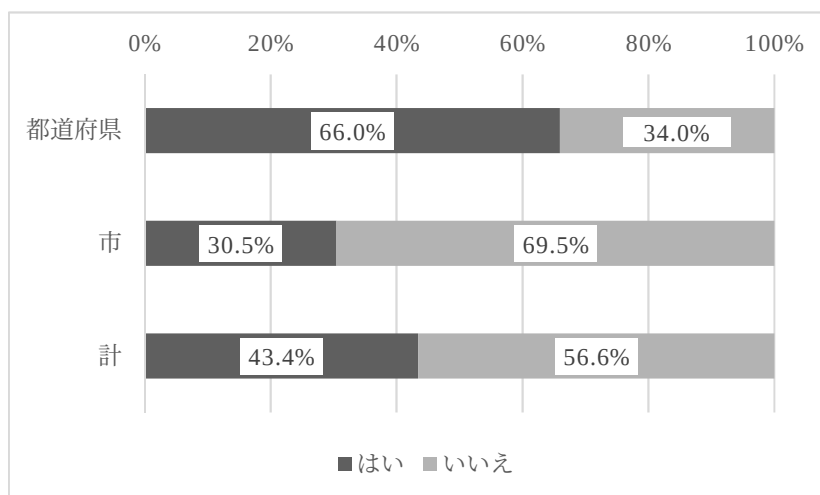


図 2 相談を受けた事例（自治体区分別）



2.2 廃棄物該当性の判断結果について

質問 6 「廃棄物」と「有価物（燃料）」のどちらに該当すると判断しましたか。判断していない場合はその理由を記載してください。

1. 廃棄物 2. 燃料（有価物） 3. 判断していない 理由：

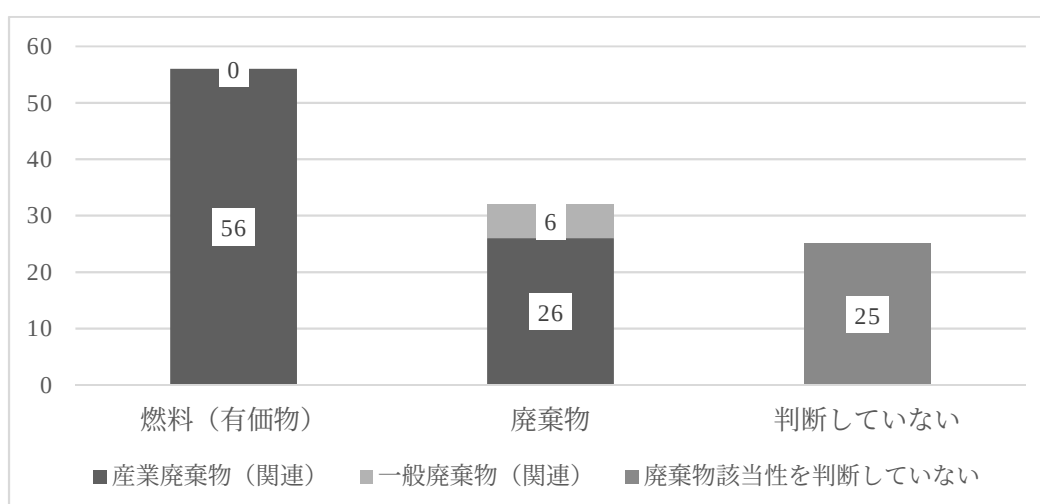
廃棄物該当性の相談事例について 111 事例の回答があった。このうち燃料（有価物）と判断した事例が 56 件、廃棄物と判断した事例が 32 件、判断していない事例が 25 件であった。

なお、相談事例の中に廃棄物、燃料（有価物）それぞれに判断したものがあるため、相談事例数（111 件）と判断結果数（113 件）が一致していない。

表 3 廃棄物該当性の判断結果

項目	件数	割合
燃料（有価物）	56	49.6%
産業廃棄物関連	56	(100%)
一般廃棄物関連	0	(0%)
廃棄物	32	28.3%
産業廃棄物	26	(81.3%)
一般廃棄物	6	(18.7%)
判断していない	25	22.1%
計	113	100%

図 3 廃棄物該当性の判断結果



2.3 品目別の廃棄物該当性の判断結果について

燃料（有価物）と判断した事例 56 件と、廃棄物と判断した事例 32 件の計 88 件について、品目別の件数は表 4 のとおりである。このうち、傾向分析に比較的有效な回答数が得られた木くず、動植物性残さ、動物のふん尿の 3 品目については、次項以降において、自治体による廃棄物該当性の判断の傾向について分析を行い、詳細を記す。

表 4 品目別の廃棄物該当性の判断結果

項目	件数
木くず	43
動植物性残さ	17
動物のふん尿	7
汚泥	3
上記以外	18
計	88

なお、廃棄物該当性の判断については、「行政処分の指針について」（令和 3 年 4 月 14 日付け環境規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）において、「その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること」としている。

ア 物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。実際の判断に当たっては、生活環境の保全に係る関連基準（例えば土壌の汚染に係る環境基準等）を満足すること、その性状について J I S 規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合はこれに適合していること、十分な品質管理がなされていること等の確認が必要であること。

イ 排出の状況

排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

ウ 通常の取扱い形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

エ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

オ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分が認められないこと。したがって、単に占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記アからエまでの各種判断要素の基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合、又は主として廃棄物の脱法的な処理を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されること。

「行政処分の指針について」（令和 3 年 4 月 14 日付け環境規発第 2104141 号
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知） p.4-5

1) 木くず

図 4-1 及び表 5 のとおり、木くずの廃棄物該当性の判断結果は、廃棄物と判断された事例が 9 件（20.0%）、有価物と判断された事例が 36 件（80.0%）と、有価物と判断された事例の方が多い結果であった。

図 4-2 のとおり、廃棄物と判断された事例については、主に「取引価値の有無」、「物の性状」、「通常の取扱い形態」が判断に与える影響が大きい項目となっており、特に「取引価値の有無」が最終的な判断において最も重視される要素となっている。具体的には、「取引価値の有無」において逆有償となっていること、処理料金が徴収されていること、「物の性状」及び「通常の取扱い形態」においてチップ化前・売却前であること等が確認できた場合には廃棄物と判断される傾向にあると考えられる。

図 4-3 のとおり、有価物と判断された事例については、判断に影響を与える度合いは各要素に大きな差はないが、最終的な判断においては、「取引価値の有無」、「物の性状」、「通常の取扱い形態」が重視される要素となっている。基本的には、「通常の取扱い形態」において木材や木質チップは有価物として市場が形成されていることを踏まえ、「物の性状」においてチップ化可能なもののみが扱われていること、一定の基準に適合するよう品質管理がなされていること、「取引価値の有無」において有償譲渡がなされていること等が確認できた場合には、有価物と判断される傾向にあると考えられる。

代表的な個別事例の詳細については、第 3 章 3.1 に記す。

なお、表 5 について、1 件の事例の中で廃棄物・有価物の両方があると判断された 2 件を重複して計上しているため、件数の合計は表 4 の合計数と一致しない。

表 5 木くずの廃棄物該当性判断結果

項目	件数	割合
廃棄物	9	20.0%
有価物	36	80.0%
計	45	100%

図 4-1 木くずの廃棄物該当性判断結果

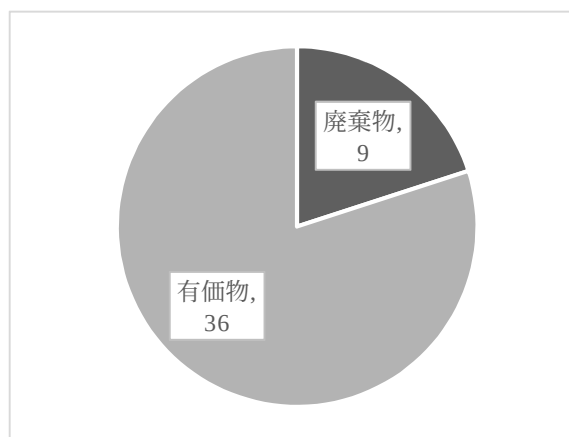


図 4-2 廃棄物と判断された木くずの総合判断の各項目

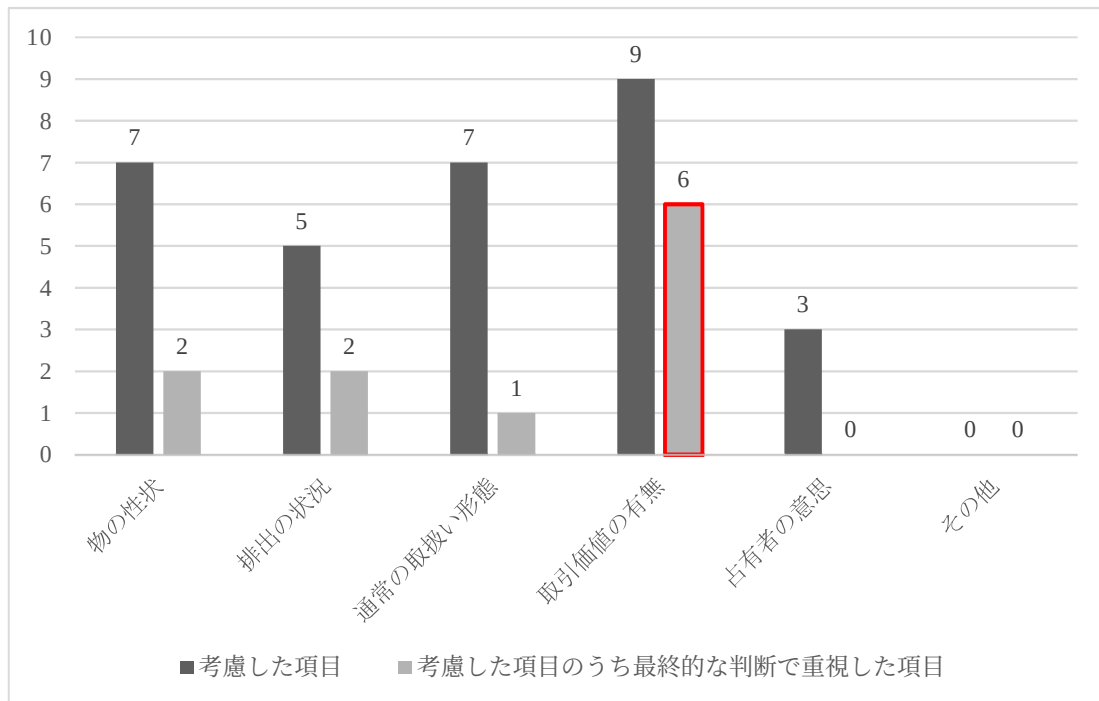
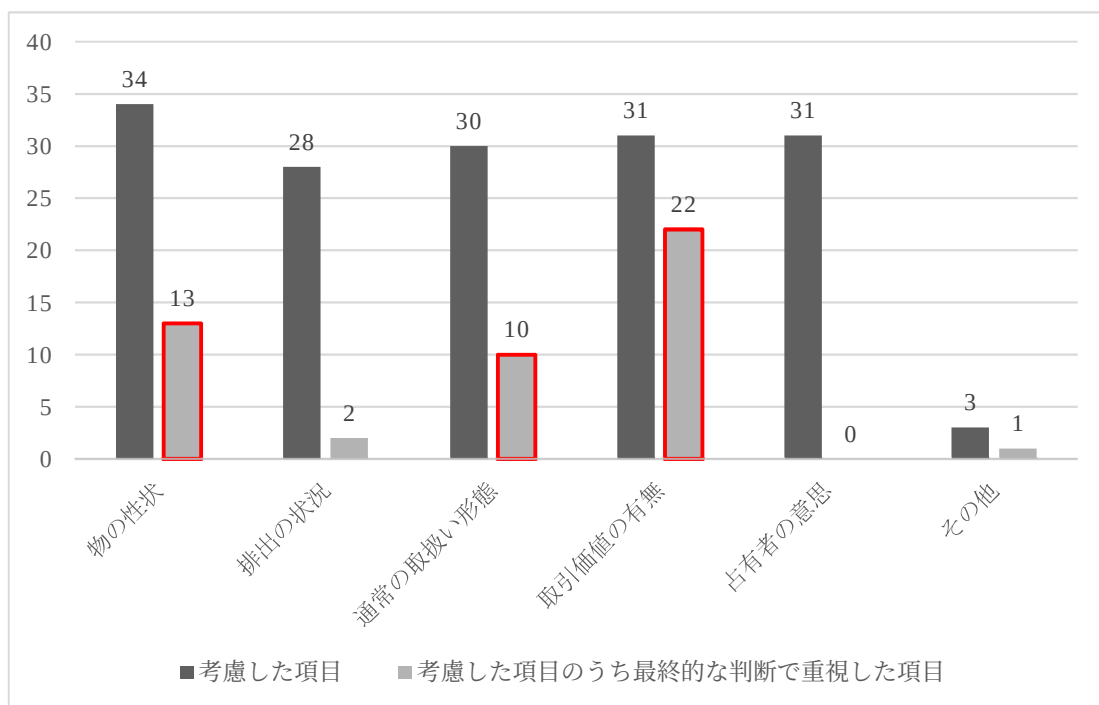


図 4-3 有価物と判断された木くずの総合判断の各項目



2) 動植物性残さ

図 5-1 及び表 6 のとおり、動植物性残さの廃棄物該当性の判断結果は、廃棄物と判断された事例が 12 件（66.7%）、有価物と判断された事例が 6 件（33.3%）と、廃棄物と判断された事例の方が多い結果であった。

図 5-2 のとおり、廃棄物と判断された事例については、「物の性状」、「通常の手扱い形態」、「取引価値の有無」が判断に与える影響が大きい項目となっており、特に「通常の手扱い形態」、「取引価値の有無」が最終的な判断において最も重視される要素となっている。具体的には、「通常の手扱い形態」において通常は廃棄物として扱われていること、「取引価値の有無」において処理料金が徴収されていること、逆有償となっていること等が確認できた場合には廃棄物と判断される傾向にあると考えられる。

図 5-3 のとおり、有価物と判断された事例については、判断に影響を与える度合いは各要素に差はないが、最終的な判断においては、「物の性状」が重視される要素となっている。基本的には、「取引価値の有無」において処理料金が徴収されていないこと、逆有償となっていないこと等が確認できた場合に限り、「物の性状」において生活環境保全上の支障がないものであること、品質管理がなされていること等が確認できた場合には、「通常の手扱い形態」において通常は廃棄物として扱われているとしても有価物と判断される傾向にあると考えられる。

代表的な個別事例の詳細については、第 3 章 3.1 に記す。

なお、表 6 について、1 件の事例で産業廃棄物と一般廃棄物を重複して計上しているため、件数の合計は表 4 の合計数と一致しない。

表 6 動植物性残さの廃棄物該当性
判断結果

項目	件数	割合
廃棄物	12	66.7%
有価物	6	33.3%
計	18	100%

図 5-1 動植物性残さの廃棄物該当性判断結果

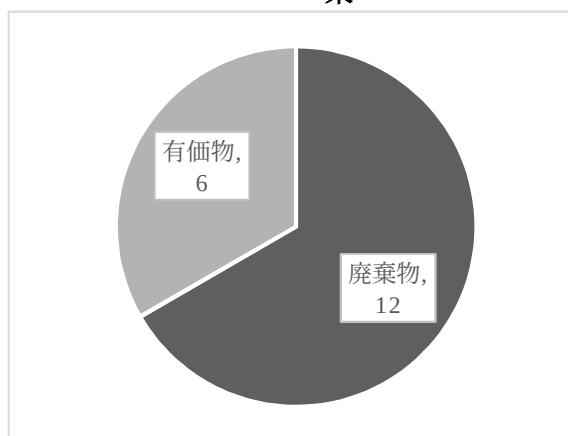


図 5-2 廃棄物と判断された動植物性残さの総合判断の各項目

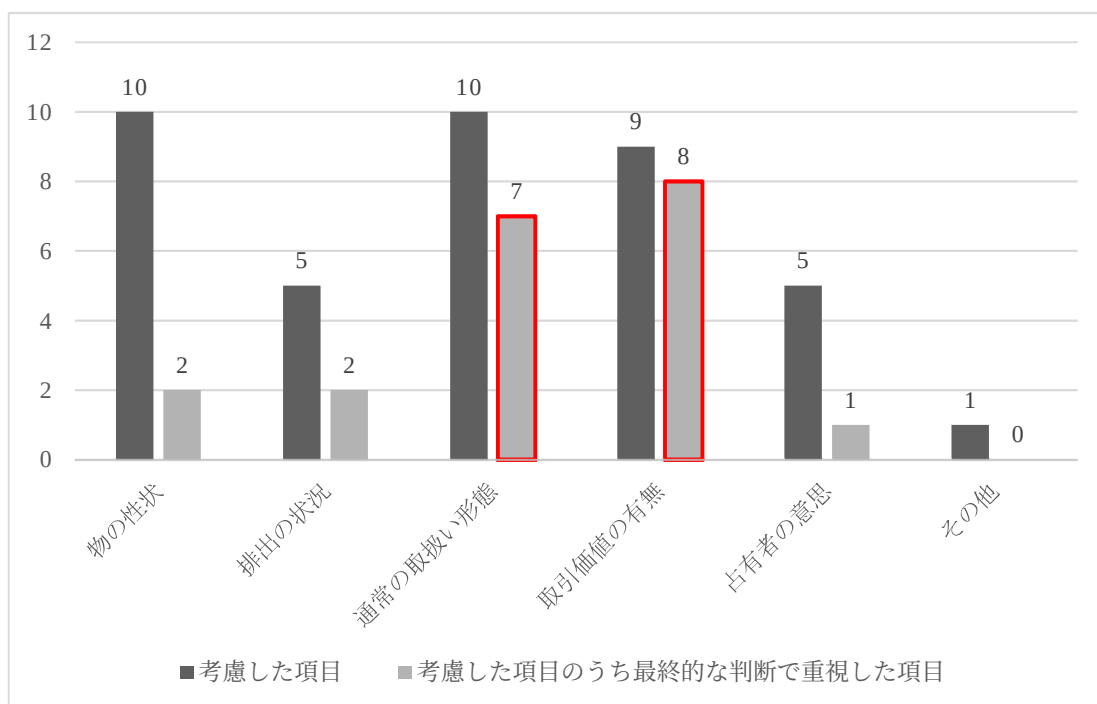
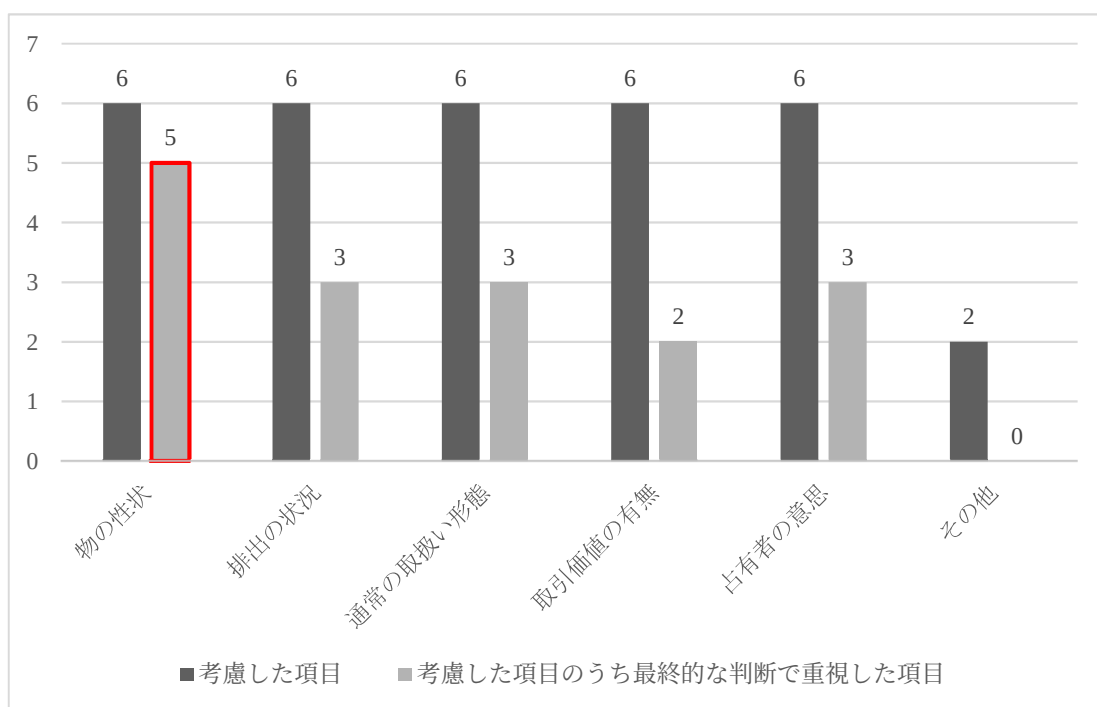


図 5-3 有価物と判断された動植物性残さの総合判断の各項目



3) 動物のふん尿

図 6-1 及び表 7 のとおり、動物のふん尿の廃棄物該当性の判断結果は、廃棄物と判断された事例が 6 件（85.7%）、有価物と判断された事例が 1 件（14.3%）と、廃棄物と判断された事例の方が多い結果であった。

図 6-2 のとおり、廃棄物と判断された事例については、主に「通常の手扱い形態」、「物の性状」が判断に与える影響が大きい項目となっており、特に「通常の手扱い形態」が最終的な判断において最も重視される要素となっている。基本的には、「通常の手扱い形態」において通常は廃棄物として扱われていることにより廃棄物と判断される傾向にあると考えられる。

代表的な個別事例の詳細については、第 3 章 3.1 に記す。

表 7 動物のふん尿の廃棄物該当性
判断結果

項目	件数	割合
廃棄物	6	85.7%
有価物	1	14.3%
計	7	100%

図 6-1 動物のふん尿の廃棄物該当性判断結果

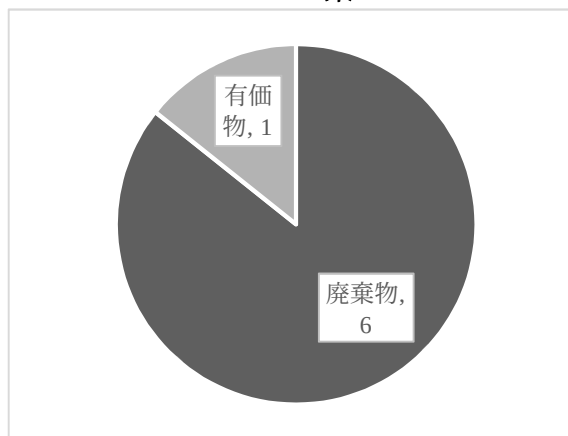


図 6-2 廃棄物と判断された動物のふん尿の総合判断の各項目

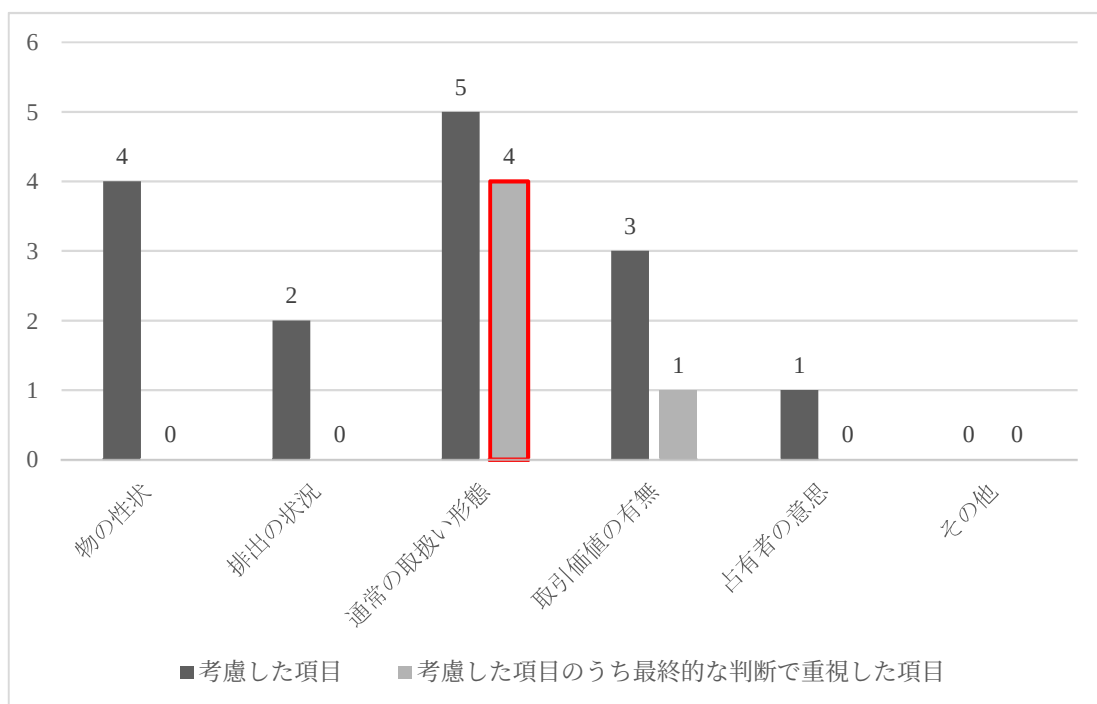
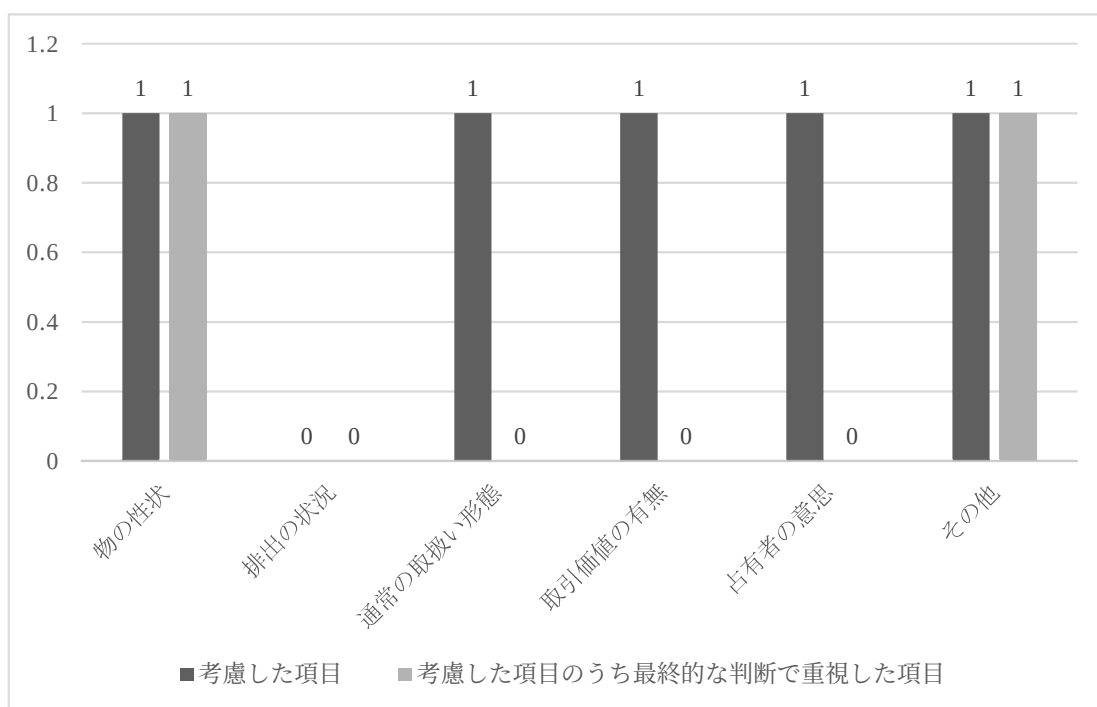


図 6-3 有価物と判断された動物のふん尿の総合判断の各項目



第3章 事例集

3.1 廃棄物に該当するかの相談事例

品目別の相談事例を整理すると下表のとおりとなる。個別事例の詳細については、次項以降を参照。

表 8 バイオマス品目別、発電方法別廃棄物該当性の相談事例

品目	内容	事例番号	該当ページ
木くず	廃棄物と判断された事例（2 件）	事例 1～2	p.13～14
	有価物と判断された事例（6 件）	事例 3～8	p.15～20
	廃棄物・有価物の両方があると判断された事例（2 件）	事例 9～10	p.21～22
動植物性残さ	廃棄物と判断された事例（3 件）	事例 11～13	p.23～25
	有価物と判断された事例（2 件）	事例 14～15	p.26～27
動物のふん尿	廃棄物と判断された事例（2 件）	事例 16～17	p.28～29
	有価物と判断された事例（1 件）	事例 18	p.30
計	18 件	—	—

1) 木くず

① 廃棄物と判断された事例

事例 1：

1. バイオマス燃料の概要	パレット等梱包木材					
2. 相 談 時 期	平成 28 年～平成 30 年					
3. 判断に係る内容の概要	不要となったパレット等梱包木材をバイオマス燃料として売却する計画					
4. 判断の結果とその理由	運搬費を排出者が負担する場合、燃料の有償譲渡の価格を明らかに上回る他、積み込み時点でチップ化されておらず、通常廃棄物として排出される性状であることから、廃棄物と判断した。					
5. 判断に用いた要素 (うち、最終的な 判断で重視した 項目は◎)	1. 物 の 性 状	◎	2. 排 出 の 状 況		3. 通常 の取扱い形態	○
	4. 取引価値の有無	◎	5. 占有者の意思			
6. 判断要素の詳細	1. 物 の 性 状	—				
	2. 排出の状況	—				
	3. 通常 の取扱い形態	同様の品質の燃料について、廃棄物として処理されている事例がある				
	4. 取引価値の有無	有償で買取りがされているが、輸送費が対価を上回っている				
	5. 占有者の意思	—				
7. 特 記 事 項	—					

事例 2 :

1. バイオマス燃料の概要	造成工事で発生する木くず					
2. 相 談 時 期	令和元年					
3. 判断に係る内容の概要	造成工事で発生する伐根を有価（200 円～300 円/ t）で買取り、工場まで運搬する費用を伐採業者負担とした場合における、バイオマス燃料の廃棄物該当性に関する相談					
4. 判断の結果とその理由	バイオマス発電のエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降は廃棄物に該当しないが、それ以前は産業廃棄物であると判断した。					
5. 判断に用いた要素 （うち、最終的な判断で重視した項目は◎）	1. 物 の 性 状		2. 排 出 の 状 況		3. 通常の取扱い形態	○
	4. 取引価値の有無	◎	5. 占有者の意思			
6. 判断要素の詳細	1. 物 の 性 状	—				
	2. 排出の状況	—				
	3. 通常取扱い形態	同様の品質の燃料について、廃棄物として処理されている事例がある				
	4. 取引価値の有無	処理料金相当額はないが、輸送費が対価を上回る可能性が高い				
	5. 占有者の意思	—				
7. 特 記 事 項	—					

② 有価物と判断された事例

事例 3：

1. バイオマス燃料の概要	間伐材等					
2. 相 談 時 期	平成 25 年 2 月					
3. 判断に係る内容の概要	間伐材等を買取り、チップ化した後に近隣の温泉施設等に売却し木質ボイラーで利用することについて					
4. 判断の結果とその理由	受入規格があり、燃料としての市場が形成されており、占有者との間で有償譲渡がされていることから、廃棄物に該当しないと判断した。					
5. 判断に用いた要素 (うち、最終的な判断で重視した項目は◎)	1. 物 の 性 状	◎	2. 排 出 の 状 況	○	3. 通常の取扱い形態	◎
	4. 取引価値の有無	◎	5. 占有者の意思	○		
6. 判断要素の詳細	1. 物 の 性 状	排出元において、受入規格に適合するよう適切な品質管理がなされている／間伐材に由来している				
	2. 排出の状況	当該燃料は、事業者（発電・ボイラー）からの需要に応じた分量についてのみ生産・供給されている				
	3. 通常の取扱い形態	同様の品質の燃料について、有価物として取引の対象とされている事例がある				
	4. 取引価値の有無	有償で買取りがされており、輸送費が対価を上回っていない				
	5. 占有者の意思	有価物として認識している				
7. 特 記 事 項	—					

事例 4：

1. バイオマス燃料の概要	街路樹の剪定枝等				
2. 相 談 時 期	令和 2 年 7 月頃				
3. 判断に係る内容の概要	街路樹の剪定枝等を木質バイオマス発電所で有価物として活用できないか、できる場合その引き渡し方法について相談があった。				
4. 判断の結果とその理由	バイオマス発電用燃料の原料として、有償で買い取りされており、性状が安定し、適切な品質管理をしていることから有価物と判断した。				
5. 判断に用いた要素 (うち、最終的な判断で重視した項目は◎)	1. 物 の 性 状	◎	2. 排 出 の 状 況	○	3. 通常の取扱い形態
	4. 取引価値の有無	◎	5. 占有者の意思	○	
6. 判断要素の詳細	1. 物 の 性 状	乾燥している（腐敗等していない）			
	2. 排出の状況	当該燃料は、事業者（発電・ボイラー）からの需要に応じた分量についてのみ生産・供給されている			
	3. 通常の取扱い形態	—			
	4. 取引価値の有無	有償で買取りがされており、輸送費が対価を上回っていない			
	5. 占有者の意思	有価物として認識している			
7. 特 記 事 項	—				

事例 5：

1. バイオマス燃料の概要	建設業から発生する廃木材					
2. 相 談 時 期	平成 30 年 10 月頃					
3. 判断に係る内容の概要	相談者及び関連会社が買い取った建設業から発生する廃木材が産業廃棄物に該当するかどうか相談があった。(木材として買い取るが、排出事業者が自己運搬するため逆有償となる可能性がある。)					
4. 判断の結果とその理由	受入基準に合った木くずのみを受け入れ、利用用途に要求される品質を満たしており、排出事業社及び関連会社は、有償で取り扱うことで双方認識共有していることから、有価物と判断した。					
5. 判断に用いた要素 (うち、最終的な判断で重視した項目は◎)	1. 物 の 性 状	◎	2. 排 出 の 状 況	○	3. 通常 の 取扱い形態	○
	4. 取引価値の有無	◎	5. 占有者の意思	○		
6. 判断要素の詳細	1. 物 の 性 状	乾燥している（腐敗等していない）／金属を含まないための措置がとられている／建築解体に由来している／その他（独自の受入基準に適合したもののみ受入しており、利用用途の品質を満たすこと。）				
	2. 排出の状況	その他（排出は不定期であるが協力会社の受入基準で適切な品質管理を求めることとしている。）				
	3. 通常 の 取扱い形態	同様の品質の燃料について、取引の対象とされている事例がある／同様の品質の燃料について、廃棄物として処理されている事例がある				
	4. 取引価値の有無	有償で買取りがされており、輸送費が対価を上回っていない/有償で買取りがされているが、輸送費が対価を上回っている/その他(建設業者から購入するが、輸送費によっては逆有償となる場合もある。)				
	5. 占有者の意思	有価物として認識している				
7. 特 記 事 項	当該木くずは排出状況により様々な状態で持ち込まれることが想定されるため、相談者及び関連会社は、明確な受入基準を設ける必要がある。					

事例 6：

1. バイオマス燃料の概要	型枠合板及び栈木					
2. 相 談 時 期	平成 28 年 4 月					
3. 判断に係る内容の概要	建築現場から排出される型枠合板をチップ化して発電用燃料とする上で、一体不可分となっている栈木（加工業者において分別）も含めて総体的に有価物として取り扱っても良いか。					
4. 判断の結果とその理由	排出から燃料販売に至るスキームにおいて、事業者の売却益があり、型枠合板自体にも有価性が認められ、栈木についても総量の一割程度であるため、総体有価物と判断した。					
5. 判断に用いた要素 （うち、最終的な判断で重視した項目は◎）	1. 物 の 性 状	○	2. 排 出 の 状 況	○	3. 通常の取扱い形態	◎
	4. 取引価値の有無	◎	5. 占有者の意思	○		
6. 判断要素の詳細	1. 物 の 性 状	既に成型された後の状態である／性状が均一である／有害物質・金属以外の異物を含まないための措置がとられている				
	2. 排出の状況	当該燃料は、事業者（発電・ボイラー）からの需要に応じた分量についてのみ生産・供給されている				
	3. 通常取扱い形態	同様の品質の燃料について、取引の対象とされている事例がある				
	4. 取引価値の有無	有償で買取りがされており、輸送費が対価を上回っていない				
	5. 占有者の意思	有価物として認識している				
7. 特 記 事 項	—					

事例 7：

1. バイオマス燃料の概要	木質チップ					
2. 相 談 時 期	令和 2 年 9 月 頃					
3. 判断に係る内容の概要	使用する燃料（木質チップ）について、廃棄物該当性を確認したもの。					
4. 判断の結果とその理由	未利用材や端材、及び建築廃材を加工した木質チップを燃料とすること、燃料としての市場が形成されており、有償譲渡されていることから、有価物であると判断した。					
5. 判断に用いた要素 （うち、最終的な判断で重視した項目は◎）	1. 物 の 性 状	◎	2. 排 出 の 状 況	○	3. 通常の取扱い形態	◎
	4. 取引価値の有無	◎	5. 占有者の意思	○		
6. 判断要素の詳細	1. 物 の 性 状	既に成型された後の状態である／性状が均一である／金属を含まないための措置がとられている／有害物質・金属以外の異物を含まないための措置がとられている／既にチップ化された後の状態である／排出元において、上のような規格に適合するよう適切な品質管理がなされている／建築解体に由来している				
	2. 排出の状況	当該燃料は、事業者（発電・ボイラー）からの需要に応じた分量についてのみ生産・供給されている				
	3. 通常の取扱い形態	同様の品質の燃料について、広く一般に取引の対象とされているといえる				
	4. 取引価値の有無	有償で買取りがされており、輸送費が対価を上回っていない				
	5. 占有者の意思	有価物として認識している				
7. 特 記 事 項	—					

事例 8：

1. バイオマス燃料の概要	街路樹等の剪定枝					
2. 相 談 時 期	令和元年頃					
3. 判断に係る内容の概要	街路樹等の剪定枝のバイオマス発電燃料の利用に係る一般廃棄物該当性の判断について					
4. 判断の結果とその理由	チップ化する木くずは、一定の場所から排出される街路樹等の剪定枝に限定され、性状が安定している（解体木くず等は取り扱わない）。剪定作業中に不純物が混入しないようにしており、燃料として適切な排出及び品質管理がされ、有価で買い取っていることから、有償譲渡された時点で有価物と判断した。					
5. 判断に用いた要素 （うち、最終的な判断で重視した項目は◎）	1. 物の性状	◎	2. 排出の状況	○	3. 通常の取扱い形態	
	4. 取引価値の有無	◎	5. 占有者の意思	○		
6. 判断要素の詳細	1. 物の性状	有害物質・金属以外の異物を含まないための措置がとられている／排出元において、上のような規格に適合するよう適切な品質管理がなされている				
	2. 排出の状況	当該燃料は、事業者（発電・ボイラー）からの需要に応じた分量についてのみ生産・供給されている				
	3. 通常の取扱い形態	—				
	4. 取引価値の有無	その他(有償で買取りされている)				
	5. 占有者の意思	有価物として認識している				
7. 特 記 事 項	—					

③ 廃棄物・有価物の両方があると判断した事例

事例 9：

1. バイオマス燃料の概要	間伐材等					
2. 相 談 時 期	平成 30 年 5 月					
3. 判断に係る内容の概要	有価で購入した木くずに、自社で設けた受入基準を満足しない木くず（たんころや伐根などチップ化に適さない木くず）が含まれている場合、これらを選別する行為に廃棄物処理法の許可が必要かどうか相談があった。					
4. 判断の結果とその理由	受入基準を満足しない木くずは廃棄物であり、その選別には廃棄物処理法の許可が必要と判断した。チップ化可能であるものについては、設定されている受入基準に該当しないものを受け入れていないこと及び有償で購入していることから、当該事例においては有価物であると判断した。					
5. 判断に用いた要素 （うち、最終的な判断で重視した項目は◎）	1. 物 の 性 状	◎	2. 排 出 の 状 況		3. 通常 の取扱い形態	
	4. 取引価値の有無	◎	5. 占有者の意思			
6. 判断要素の詳細	1. 物 の 性 状	乾燥している（腐敗等していない）／間伐材に由来している／その他（チップ原料としての性状を有している）				
	2. 排出の状況	—				
	3. 通常 の取扱い形態	—				
	4. 取引価値の有無	その他(有償で購入している)				
	5. 占有者の意思	—				
7. 特 記 事 項	上記 6 の判断要素の詳細は受入基準を満たし購入する木くずに係る廃棄物該当性判断。					

事例 10：

1. バイオマス燃料の概要	解体木材（建設廃材）					
2. 相 談 時 期	平成 26 年 4 月頃					
3. 判断に係る内容の概要	間伐材、製材端材、解体木材（建設廃材）を原料として木質バイオマス発電施設に供給するための木質チップを製造する破碎施設について、廃棄物処理施設の設置許可が必要か。					
4. 判断の結果とその理由	有償取引となっている間伐材・製材端材は有価物、処理料金を徴収している解体木材（建設廃材）は廃棄物と判断した。					
5. 判断に用いた要素 （うち、最終的な判断で重視した項目は◎）	1. 物 の 性 状	○	2. 排 出 の 状 況	○	3. 通常の取扱い形態	○
	4. 取引価値の有無	◎	5. 占有者の意思	○		
6. 判断要素の詳細	1. 物 の 性 状	その他（受入側において、受入規格がある。生活環境保全上の支障のおそれがない。）				
	2. 排出の状況	その他（計画的に排出され、適切な保管・品質管理がなされている。）				
	3. 通常取扱い形態	その他（原料として取引事例があり、製品市場が形成されつつある。）				
	4. 取引価値の有無	有償で買取りがされており、輸送費が対価を上回っていない/処理料金が徴収されている				
	5. 占有者の意思	有価物として認識している/その他(解体木材（建設廃材）は廃棄物と認識している。)				
7. 特 記 事 項	—					

2) 動植物性残さ

① 廃棄物と判断された事例

事例 11：

1. バイオマス燃料の概要	食品残さ類					
2. 相 談 時 期	平成 28 年 12 月					
3. 判断に係る内容の概要	小売業者、旅館業者から発生した食品残さ類をメタン生成菌の作用で発酵させ、発生した固化物を肥料化・メタンガスを発電の用に供するもの。					
4. 判断の結果とその理由	「通常の取扱い形態」や「取引価値の有無」について、一般に生ごみとして取り扱われるもので、事業化にあたって処分費用を徴することから廃棄物と判断した。					
5. 判断に用いた要素 (うち、最終的な判断で重視した項目は◎)	1. 物 の 性 状	○	2. 排 出 の 状 況	○	3. 通常の取扱い形態	◎
	4. 取引価値の有無	◎	5. 占有者の意思	○		
6. 判断要素の詳細	1. 物 の 性 状	食品に由来している／植物に由来している／その他（食料品製造業にて発生したものを含まない）				
	2. 排出の状況	その他（排出量は概ね一定であるが、計画的に排出されるものではない）				
	3. 通常の取扱い形態	同様の品質の燃料について、廃棄物として処理されている事例がある／その他（通常生ごみとして取り扱われている）				
	4. 取引価値の有無	処理料金が徴収されている				
	5. 占有者の意思	その他(排出者はごみとして認識している)				
7. 特 記 事 項	—					

事例 12：

1. バイオマス燃料の概要	食料品製造業から生じる不要物					
2. 相 談 時 期	令和３年８月					
3. 判断に係る内容の概要	バイオマス原料・燃料として使用する目的で調達する食品廃棄物について廃棄物該当性の相談を受けた。					
4. 判断の結果とその理由	通常は廃棄物として取扱いっており、取引時に逆有償にて排出されていることから、廃棄物と判断した。					
5. 判断に用いた要素 （うち、最終的な判断で重視した項目は◎）	1. 物 の 性 状	○	2. 排 出 の 状 況		3. 通常の取扱い形態	◎
	4. 取引価値の有無	◎	5. 占有者の意思	○		
6. 判断要素の詳細	1. 物 の 性 状	食品に由来している				
	2. 排出の状況	—				
	3. 通常取扱い形態	通常は廃棄物として処理されている。				
	4. 取引価値の有無	有償で買取りがされているが、輸送費が対価を上回っている				
	5. 占有者の意思	廃棄物として認識している				
7. 特 記 事 項	—					

事例 13：

1. バイオマス燃料の概要	コーヒー豆かす					
2. 相 談 時 期	平成 26 年 2 月頃					
3. 判断に係る内容の概要	工場に設置しているボイラーの補助燃料に、コーヒー豆かすを使用したいとの相談があったもの					
4. 判断の結果とその理由	使用者が排出者に支払う購入価格より、排出者が支払う輸送費が上回る計画であることと、一般的に燃料として取引されているものではないことから、廃棄物と判断した。					
5. 判断に用いた要素 (うち、最終的な判断で重視した項目は◎)	1. 物 の 性 状	○	2. 排 出 の 状 況		3. 通常 の 取 扱 い 形 態	◎
	4. 取引価値の有無	◎	5. 占有者の意思			
6. 判断要素の詳細	1. 物 の 性 状	食品に由来している				
	2. 排出の状況	—				
	3. 通常 の 取 扱 い 形 態	その他（通常燃料利用されていない）				
	4. 取引価値の有無	有償で買取りがされているが、輸送費が対価を上回っている				
	5. 占有者の意思	—				
7. 特 記 事 項	—					

② 有価物と判断された事例

事例 14：

1. バイオマス燃料の概要	菜園事業者が排出する植物性残さ					
2. 相 談 時 期	平成 31 年 1 月					
3. 判断に係る内容の概要	菜園事業者が排出する植物性残さを、自ら堆肥液として加工したものを、生活排水（し尿）及び下水道処理事業における汚泥処理工程に投入し、発生したメタンガスを発電に供するもの。なお、汚泥は脱水・固形燃料化しボイラーで熱回収も行う。					
4. 判断の結果とその理由	一般廃棄物である菜園事業に係る植物性残さを燃料として加工・販売する取引形態が見込まれるため、有償で譲り受けて汚泥処理工程で発電の用に供する時点以降は有価物と判断した。					
5. 判断に用いた要素 （うち、最終的な判断で重視した項目は◎）	1. 物の性状	◎	2. 排出の状況	○	3. 通常の取扱い形態	◎
	4. 取引価値の有無	◎	5. 占有者の意思	◎		
6. 判断要素の詳細	1. 物の性状	既に成形された後の状態である／性状が均一である／食品に由来している／排出者にて加工が施される				
	2. 排出の状況	当該燃料は、事業者（発電・ボイラー）からの需要に応じた分量についてのみ生産・供給されている				
	3. 通常の取扱い形態	当該自治体においては、事例無し				
	4. 取引価値の有無	有償で買取りがされており、輸送費が対価を上回っていない				
	5. 占有者の意思	有価物として認識している／加工の上販売する予定である				
7. 特 記 事 項	—					

事例 15：

1. バイオマス燃料の概要	食品系廃棄物					
2. 相 談 時 期	平成 30 年 12 月(初回相談時)～令和 2 年 9 月(廃棄物該当性判断時)					
3. 判断に係る内容の概要	食品系廃棄物を受入れ、分別、破碎、混合等の処理をしてメタン発酵原料を製造するもの。製造したメタン発酵原料は第三者に売却し、発酵により生じたメタンガスを用いて発電する。					
4. 判断の結果とその理由	メタン発酵原料は、製品として市場形成されているとは言えないが、受け入れられる廃棄物と製品であるメタン発酵原料の品質管理を徹底する、需要に見合った量だけ製造すること等を鑑み総合的に有価物と判断した。					
5. 判断に用いた要素 (うち、最終的な判断で重視した項目は◎)	1. 物の性状	◎	2. 排出の状況	◎	3. 通常の取扱い形態	○
	4. 取引価値の有無	○	5. 占有者の意思	○		
6. 判断要素の詳細	1. 物の性状	その他(廃棄物を受入れる前に廃棄物の組成分析を行い、かつ、メタン発酵原料は出荷前に組成分析を行うことにより、一定の品質を維持)				
	2. 排出の状況	当該燃料は、事業者(発電・ボイラー)からの需要に応じた分量についてのみ生産・供給されている				
	3. 通常の取扱い形態	その他(市場調査の結果、潜在的需要があり、販路確保の目途がついている)				
	4. 取引価値の有無	有償で買取りがされており、輸送費が対価を上回っていない/施設整備費を勘案してもなお、事業の採算がとれている				
	5. 占有者の意思	有価物として認識している				
7. 特 記 事 項	—					

3) 動物のふん尿

① 廃棄物と判断された事例

事例 16：

1. バイオマス燃料の概要	鶏糞					
2. 相 談 時 期	令和3年7月					
3. 判断に係る内容の概要	鶏糞をボイラーにより燃焼させて発電を行うもの。					
4. 判断の結果とその理由	鶏糞を使用した発電事業は事例がなく一般的ではないため、「廃棄物」と判断した。					
5. 判断に用いた要素 (うち、最終的な判断で重視した項目は◎)	1. 物 の 性 状	○	2. 排 出 の 状 況	○	3. 通常の取扱い形態	◎
	4. 取引価値の有無	○	5. 占有者の意思			
6. 判断要素の詳細	1. 物 の 性 状	動物の糞尿に由来している				
	2. 排出の状況	その他（鶏糞の排出は、発電のための計画的なものとは言えない。）				
	3. 通常の取扱い形態	その他（鶏糞は堆肥化又は廃棄物処理されるのが一般的で、発電事業は事例がない。）				
	4. 取引価値の有無	その他(燃料としての取引価値は認められない。)				
	5. 占有者の意思	—				
7. 特 記 事 項	—					

事例 17：

1. バイオマス燃料の概要	動物のふん尿					
2. 相 談 時 期	令和元年 5 月～9 月					
3. 判断に係る内容の概要	乳牛のふん尿を使ったバイオマス発電。畜産業を営む農家から牛ふん尿をもらい受け、ガス化発電事業を行う。					
4. 判断の結果とその理由	無償の原料であり、売却実績がない。通常、廃棄物として扱われていることから、廃棄物と判断した。					
5. 判断に用いた要素 (うち、最終的な判断で重視した項目は◎)	1. 物 の 性 状	○	2. 排 出 の 状 況		3. 通常の取扱い形態	◎
	4. 取引価値の有無	◎	5. 占有者の意思			
6. 判断要素の詳細	1. 物 の 性 状	動物の糞尿に由来している				
	2. 排出の状況	—				
	3. 通常の取扱い形態	同様の品質の燃料について、廃棄物として処理されている事例がある				
	4. 取引価値の有無	その他(無償の原料である。)				
	5. 占有者の意思	—				
7. 特 記 事 項	—					

② 有価物と判断された事例

事例 18：

1. バイオマス燃料の概要	鶏ふん					
2. 相 談 時 期	平成 25 年 7 月					
3. 判断に係る内容の概要	改質した鶏ふんを使用して発電をするにあたり、廃棄物処理法の適用等について相談を受けた。					
4. 判断の結果とその理由	改質した鶏ふんについては、燃料として有効利用されることが、確実であることから、有価物と判断した。					
5. 判断に用いた要素 (うち、最終的な判断で重視した項目は◎)	1. 物 の 性 状	◎	2. 排 出 の 状 況		3. 通常 の取扱い形態	○
	4. 取引価値の有無	○	5. 占有者の意思	○	6. その他	◎
6. 判断要素の詳細	1. 物 の 性 状	乾燥している（腐敗等していない）／性状が均一である				
	2. 排出の状況	—				
	3. 通常 の取扱い形態	同様の品質の燃料について、取引の対象とされている事例がある				
	4. 取引価値の有無	有償で買取りがされており、輸送費が対価を上回っていない				
	5. 占有者の意思	有価物として認識している				
7. 特 記 事 項	—					

第4章 資料編

4.1 調査事項概要

令和3年度バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集の更新のための調査業務に関する調査票	
回答者及び回答日を記載願います。	
自治体名	
担当者	
連絡先	
回答日	
※お手数ですが事例を複数上げていただく場合は、事例ごとに調査票の記入をお願いいたします。	
※政令市等におかれましては、産業廃棄物及び一般廃棄物について事例ごとに調査票の記入をお願いいたします。	
※一部回答内容が重複する可能性があります。集計する上で必要な項目となりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。	
質問1	
過去10年の間に、バイオマス発電に活用できるものの廃棄物該当性（「廃棄物」になるか「有価物（燃料）」になるか）について相談を受けたことがありますか。	
☐ 1. ある ☐ 2. ない	
※質問1で「1. ある」と回答いただいた方は以降の質問にご回答ください。	
質問2	
相談を受けた時期はいつ頃ですか。	
質問3	
相談内容の概要について具体的に記載してください。	
質問4	
相談を受けたバイオマス発電の形態について選択してください。「その他」を選択した場合は、詳細についても記載してください。	
☐ 1. 直接燃焼 ☐ 2. メタンガスを発生させ燃焼	
☐ 3. 燃料化（チップ化）して燃焼 ☐ 4. その他	
その他の詳細：	
質問5	
相談を受けたものの供給元について、あてはまるものを1つ選択してください。	
☐ 1. 自社のみ ☐ 2. 関連会社のみ ☐ 3. 他社のみ ☐ 4. 自社＋関連会社	
☐ 5. 自社＋他社 ☐ 6. 関連会社＋他社 ☐ 7. 全て	
質問6	
「廃棄物」と「有価物（燃料）」のどちらに該当すると判断しましたか。判断していない場合はその理由を記載してください。	
☐ 1. 廃棄物 ☐ 2. 燃料（有価物）	
☐ 3. 判断していない 理由：	
質問7	
「廃棄物」に該当すると判断した場合、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」のどちらに該当すると判断しましたか。また判断の理由も記載してください。判断していない場合や混合物の場合は、「その他」を選択し、理由を記載してください。	
☐ 1. 一般廃棄物 ☐ 2. 産業廃棄物	
☐ 3. その他 理由：	
質問8	
「産業廃棄物」に該当すると判断した場合、産業廃棄物の区分を選択し、由来を記載してください。複数のバイオマス燃料やバイオマス燃料以外を含む混合物である場合は複数選択してください。	
種類	由来
☐ 1. 汚泥	
☐ 2. 紙くず	
☐ 3. 木くず	
☐ 4. 動植物性残渣	
☐ 5. 動物のふん尿	
☐ 6. その他	

質問9

廃棄物該当性の判断に際して考慮した項目について、あてはまるもの全てを選択してください。

また、最終的な判断のポイント（どの項目を重視したか等）を記載してください。

☐ 1. 物の性状	☐ 1. 乾燥している（腐敗等していない）	
	☐ 2. 既に成型された後の状態である	
	☐ 3. 性状が均一である	
	☐ 4. 有害物質を含まないための措置がとられている	
	☐ 5. 金属を含まないための措置がとられている	
	☐ 6. 有害物質・金属以外の異物を含まないための措置がとられている	
	（以下、木くずの場合）	
	☐ 7. 既にチップ化された後の状態である	
	☐ 8. 全国木材リサイクル資源協会連合会の定める規格（Dチップ以上）に適合している	
	☐ 9. 全国木材リサイクル資源協会連合会の定める規格（Eチップ）に適合している	
	☐ 10. 排出元において、上のような規格に適合するよう適切な品質管理がなされている	
	☐ 11. 間伐材に由来している	
	☐ 12. 建築解体に由来している	
	（以下、動物の糞尿・動植物性残渣・汚泥の場合）	
	☐ 13. 食品に由来している	
☐ 14. 植物に由来している		
☐ 15. 人又は動物の糞尿に由来している		
その他		
☐ 2. 排出の状況	☐ 1. 当該燃料は、事業者（発電・ボイラー）からの需要に応じた分量についてのみ生産・供給されている	
	☐ 2. 当該燃料は、事業者（発電・ボイラー）が自ら生産（排出）している	
その他		
☐ 3. 通常の取扱い形態	☐ 1. 同様の品質の燃料について、広く一般に取引の対象とされているといえる	
	☐ 2. 同様の品質の燃料について、取引の対象とされている事例がある	
	☐ 3. 同様の品質の燃料について、廃棄物として処理されている事例がある	
	その他	
☐ 4. 取引価値の有無	☐ 1. 有償で買取りがされており、輸送費が対価を上回っていない	
	☐ 2. 有償で買取りがされているが、輸送費が対価を上回っている	
	☐ 3. 処理料金が徴収されている	
	☐ 4. 施設整備費を勘案してもなお、事業の採算がとれている	
	その他	
☐ 5. 占有者の意思	☐ 1. 有価物として認識している	
	その他	
☐ 6. その他		
7. 総合判断のポイント:		

質問10

その他、特記事項がありましたら、記載ください。

--

質問は以上となります。ご協力ありがとうございました。

令和 3 年度

バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集

令和 4 年 3 月

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課